



2019年11月1日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・エス・ビー
代表者名 代表取締役社長 若尾 逸雄
(コード番号 9702 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 竹田 陽一
(TEL. 03-3490-1761)

第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の 取得及び消却に関するお知らせ

当社は、2019年1月15日に発行いたしました当社行使価額修正条項付第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）につきまして、下記の通り、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに当該本新株予約権の全部を消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得及び消却する新株予約権の内容

(1)	取得及び消却する新株予約権の名称	株式会社アイ・エス・ビー第1回新株予約権
(2)	取得及び消却する新株予約権の数	5,500個
(3)	取得価額	6,996,000円（新株予約権1個につき1,272円）
(4)	取得日及び消却日	2019年11月15日（予定）
(5)	消却後に残存する新株予約権の数	0個

2. 取得及び消却を行う理由

当社は、2018年12月20日付プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び2018年12月27日付プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」で開示しました通り、当社財務体質の強化を図りつつ、株式会社テイクス及び株式会社 T-stock の株式取得に伴う金融機関からの借入金の返済資金を確保することを目的として、2019年1月15日に本新株予約権を発行いたしました。

本新株予約権は、当社普通株式の普通取引の終値が当初行使価額である2,008円以上であることを条件（以下、「本行使条件」といいます。）とし、割当先である大和証券株式会社は当社に対して行使請求を行うことができるスキームとしております。一方当社としては、当初企図していた金額規模による調達を実現するためには、当社株式終値が本行使条件の要件である当初行使価額を一定期間以上にわたり上回る状況が必要であると考えており、新株予約権発行決議日以降の市場環境等を総合的に勘案した結果、払込日翌日以降から現在に至るまで、当社は割当先に対して行使停止要請通知を行ってまいりました。現在においても、当社株式終値は当初行使価額を下回って推移しており、割当先に対しては引き続き行使停止要請通知を行う可能性が高い状況が継続しているため、当初想定していた金額規模の資金調達を実現する可能性が乏しいと考えております。

また、M&A後の統合プロセスにおける事業シナジーやコスト低減効果の発揮等により、当社グループの事業は順調に推移しており、本新株予約権による資金調達における資金使途であった「株式会社テイクス及び株式会社 T-stock の株式取得に伴う借入金の返済資金」については、手元資金より概ね充足する事ができております。こうした状況を総合的に勘案し、本新株予約権の要項の規定に従い、取得日において残存する本新株予約権の全部を取得し、消却することといたしました。

当社グループは、既存事業の持続的な拡大・成長やM&Aの推進によるグループ経営戦略強化などを通じて、今後も一層の企業価値向上を追求してまいります。

3. 今後の見通し

本新株予約権の取得及び消却について、当期の業績に与える影響はありません。

以上